

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	東亞ディーケー株式会社			コード	6848		
提出日	2022/6/2		異動（予定）日	2022/6/28			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	吾妻 望	社外取締役	○													○	有	
2	五十嵐 仁一	社外取締役	○										△				新任	有
3	初田 忠雄	社外監査役	○										△					有
4	富山 恒道	社外監査役	○									△						有
5	米澤 廣行	社外監査役	○									△						有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項なし	吾妻 望氏は、弁護士及び法科大学院の客員教授として企業法務の分野を中心に高い専門性と豊富な経験を有しており、それを当社経営の監督に活かしていただくため社外取締役として選任しております。 なお、当社と同氏との間には特別な利害関係ではなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したことから独立役員に指定しております。
2	五十嵐 仁一氏は、当社の取引先であるJXエネルギー株式会社（現ENEOS株式会社）に2019年3月まで在籍しておりました。	五十嵐 仁一氏は、JXリサーチ株式会社（現ENEOS総研株式会社）代表取締役社長を務め、企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識を有しており、それを当社経営の監督に活かしていただくため、6月28日開催予定の定時株主総会で社外取締役として選任の予定です。 なお、同氏は、JXエネルギー株式会社（現ENEOS株式会社）に2019年3月まで在籍していましたが、当社と同社との取引関係については、その規模や性質に照らし同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすような重要性はないと判断したことから独立役員に指定しております。
3	初田 忠雄氏は、当社株主である明治安田生命保険相互会社に2015年3月まで在籍しておりました。	初田 忠雄氏は、明治安田損害保険株式会社の専務取締役を務め、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しており、それを当社の監査に活かしていただくため社外監査役として選任しております。 なお、同氏は、明治安田生命保険相互会社に2015年3月まで在籍しておりました。しかしながら、同社の当社株式所有率は10%以下であり、また、当社と同社との間には借入等の取引関係がありますが、総資産の割合からみて僅少であることから、同氏の社外監査役としての独立性に影響を及ぼすような重要性はないと判断しております。
4	富山 恒道氏は、2003年6月まで新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）の社員でありました。	富山 恒道氏は、公認会計士及び税理士として高い専門性と豊富な経験を有しており、それを当社の監査に活かしていただくため社外監査役として選任しております。 なお、同氏は、2003年6月まで新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）の代表社員でありましたが、事務所退所後10年以上経過しており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したことから独立役員に指定しております。
5	米澤 廣行氏は、当社株主である明治安田生命保険相互会社に2011年3月まで在籍しておりました。	米澤 廣行氏は、明治安田ライフプランセンター株式会社の常務取締役を務め、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しており、それを当社の監査に活かしていただくため社外監査役として選任しております。 なお、同氏は、明治安田生命保険相互会社に2011年3月まで在籍しておりました。しかしながら、同社の当社株式所有率は10%以下であり、また、当社と同社との間には借入等の取引関係がありますが、総資産の割合からみて僅少であることから、同氏の社外監査役としての独立性に影響を及ぼすような重要性はないと判断したことから独立役員に指定しております。

4. 補足説明

- ・当社の社外取締役または社外監査役（以下「社外役員」という。）は、当社が定める以下の基準に照らし、当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）と特別な利害関係がなく独立性を担保できる者を選任しております。
- ・なお、社外監査役の候補者に関しては、監査役会の事前の同意を得ております。

1. 現在及び過去10年間において、以下に該当していないこと。

- ① 当社グループの業務執行者（注1）またはそのうちの重要な者（注2）の近親者（注3）

2. 現在及び過去5年間において、以下のいずれにも該当していないこと。

- ① 当社グループの主要な取引先（注4）またはその業務執行者
- ② 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注5）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、顧問弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
- ③ 当社の大株主（注6）（大株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。）
- ④ 上記①から③に該当する重要な者の近親者
- ⑤ 社外役員の相互就任関係（注7）にある他の会社の業務執行者
- ⑥ 当社グループから多額の寄付を受けている者（注8）

3. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

注1：「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。

なお、社外監査役においては、業務執行者でない取締役を含む。

注2：「重要な者」とは、1項並びに2項1号及び3号（但し、法人等の団体である場合）においては、取締役、執行役員及び部長以上の業務執行者またはそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。2項2号（但し、法人等の団体である場合）においては、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

注3：「近親者」とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

注4：「主要な取引先」とは、当社グループの製品等の販売先または仕入先であって、その取引額が一事業年度につき当社の連結売上高または相手方の連結売上高の2%を超えるもの、または、当社グループが借り入れを行っている金融機関であって、その借入残高が当社事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の2%を超えるものをいう。

注5：「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、個人の場合は一事業年度につき1,000万円以上、団体の場合は当該団体の年間総収入金額の2%を超えるものをいう。

注6：「大株主」とは、当社事業年度末において、自己または他人の名義をもって総議決権の10%以上を保有している株主をいう。

注7：「社外役員の相互就任関係」とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

注8：「多額の寄付を受けている者」とは、当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者をいう。当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に関する研究・教育その他の活動に直接関与する者をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。